

今週のトピックス

税務・会計

離婚時の年金分割は贈与？

離婚時における厚生年金の分割制度が本年4月からスタートした。この厚生年金の分割は税務上、どう扱われるか気になる方も中にはいらっしゃる？かもしれませんが、結論から言いますと、贈与にはなりません。年金の分割割合は離婚時に取り決めますので、通常の財産分与と同様になり、贈与税の対象とはなりません。

退職者の遺族へ見舞金はらったら

会社に貢献してくれた従業員が退職後に死亡した場合、会社によっては元従業員の遺族に見舞金を贈るケースもあります。退職者に対する慶弔規定がない場合取り扱いが気になるのですが、見舞金の額が社会通念上相当と認められる範囲内(簡単に言うと現従業員に対する規定と同じくらい)であれば、交際費ではなく福利厚生費として問題ありません。

永年勤続者への記念品税務に注意

永年勤続者に金銭や商品券を与える場合、源泉が必要です。ただし、記念品や旅行の場合だと一定条件の下損金処理が出来ます。記念品の価額が相当と認められる範囲内、10年以上の永年表彰の場合など。ただし、カタログなどから自由に選ぶケースは給与扱いになりますので源泉が必要です。ご注意ください。

経営

効果が出る！製造業のためのホームページ活用&WEBマーケティング

ホームページは作ったけど効果はない、作っても商売に繋がらないと思っていらっしゃるいませんか？それはもしかすると、顧客が求める情報が載っていないのかもしれない。今回、大田支部では、ホームページでいかに企業価値を伝えるかをテーマにセミナーを開催いたします。参加してみては？！

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-13684.html

人・もの・カネ

できる若者は3年で辞める！伸びる会社はネクストリーダーを育てよ！

急激な少子高齢化により、時代は慢性的な労働力不足に陥ろうとしています。今や入社後3年を待たずして30%以上の人が辞めてしまう世の中となりました。量的にも、質的にも労働力が不足しつつあるのです。このような時代に企業が存続し続けるには、全く新しいマネジメント方法が必要となります。中小企業こそ人事について真剣に考えなければならないのでは？

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-13651.html

ニュースな日々

自民党小委 中小企業の事業承継円滑化に向けた提言

自民党経済産業部会の事業承継問題検討小委員会は、中小企業の事業承継円滑化に向けた提言の中間とりまとめを行った。非上場株式等に係る事業承継の抜本的拡充について、非上場株式等の事業用資産の相続税減免措置、非上場株式の評価、納税の円滑化等が提言されている。これら税制改正に関する事項は、平成20年度税制改正に向けた議論にも影響を与える可能性がある為、提言の最終決定後の議論にも注目したい。

おすすめの一冊

「チルドレン」

伊坂幸太郎

『日常の謎』的な作品5本が収められた連作短編集です。連作なのですが順に繋がっているのではなく、それぞれの作品の時間が前後しているのが特徴的です。

全編をとおして絡んでくる父と子の関係や、盲目の成年をめぐる少しチクリとさせられるやり取りと、楽しいだけではない物語としての読みごたえも十分。短編ということもあって読みやすく、おすすめの1冊です。

蒲田行進曲

気温も大分上がりいよいよ夏らしくなってきました。梅雨入りしたのに雨が少ないですが、仕事が終わった後のビールが一番おいしい季節ですね。

僕のお勧めのビールはアサヒのプライムタイムです。是非一度お試しあれ！

三尾会計事務所
東京都大田区西蒲田6-37-11
TEL: 03-3730-7231
FAX: 03-3730-7233
Info@mionet.co.jp
<http://www.miocci.com>